

請 願 文 書 表

受 付 番 号	請 第 2 号
受 付 年 月 日	平成 26 年 11 月 13 日
提 出 年 月 日	平成 26 年 12 月 5 日
件 名	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出を求める請願
請 願 者	藤枝市大新島 448 藤枝民主商工会 婦人部 山脇和江 他 3 団体
紹 介 議 員	大石信生、石井通春
請 願 趣 旨	
<p>中小業者は、地域の担い手として、日本経済の発展に貢献している。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56 条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていない。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、最低賃金にも満たない配偶者 86 万円、家族 50 万円が控除されるのみである。この制度には、国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されている。</p> <p>一人ひとりの人権を認めない明治民法の「家制度」の名残である 56 条は、早急に廃止すべきと全国で 380 の自治体で採択がされている。</p> <p>世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価している。</p> <p>生計を一にする家族従業者の働き分が正當に評価され、給料が必要経費として当たり前認められるよう、1 日も早く政府に対し「所得税法第 56 条」の廃止を求める意見書を提出するよう請願する。</p>	
付 託 委 員 会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果	不 採 択